

## 登記申請時における固定資産税評価証明書の添付の廃止について

市から法務局への固定資産価格通知の電子化が完了したことに伴い、不動産登記を申請するときに添付していた固定資産税評価証明書(手数料1件につき300円)が不要となります。

これは、神戸地方法務局加古川支局、加古川市、高砂市、稲美町、播磨町が共同して取り扱いを改めるものです。

※不動産登記を行う際、国へ納付する登録免許税の算定のために固定資産税評価額を用います。

- 1 開始時期 令和5年4月1日
- 2 周知方法 (1) ホームページ・広報  
(2) 案内チラシの配布  
(3) 司法書士会・土地家屋調査士会への説明